東京農工大学BRIDGE(Border-less Research with InterDiscipline for Global Education)プログラム奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第15条　この規程に関する事務は、グローバル教育院及び各部局の協力のもと、学務課国際交流室が行う。	本則 （事務） 第15条　この規程に関する事務は、グローバル教育院及び各部局の協力のもと、学務部学務課国際交流室が行う。	

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。